

株式会社

(0042)

御中

松戸税務署長

税務署長の職
氏名の記載
及び署長印
の押印は省
略しています

みなし解散法人の申告についてのお知らせ

貴社は、会社法第 472 条第 1 項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 149 条第 1 項若しくは第 203 条第 1 項の規定により、令和 5 年 12 月 13 日付で解散したものとみなされ、登記官が職権による解散登記を行っています。

そのため、解散した場合には、法人税法上、解散の日の翌日から継続の日の前日までは「清算中の法人」として取り扱われますので、次のことにご留意ください。

- 1 事業年度開始の日から解散の日（令和 5 年 12 月 13 日）までの期間は、1 事業年度とみなされますので、この事業年度に係る法人税及び地方法人税の確定申告書を原則として令和 6 年 2 月 13 日までに提出する必要があります。
- 2 消費税の課税事業者である場合は、法人税の事業年度と同様に解散の日までが 1 課税期間となりますので、この課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告書を令和 6 年 2 月 13 日までに提出する必要があります。
- 3 会社を継続する意思がある場合には、できるだけ早期に「会社継続の登記」を行い、その登記に係る異動届出書を税務署に提出してください。既に「会社継続の登記」を済ませている場合にも、その登記に係る異動届出書を税務署に提出してください。

なお、税務署から解散の日を反映していない申告書が送付された場合であっても、上記期間に係る申告書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

おって、所要の処理を取られた後で、この文書が行き違いとなって届いた場合には、あしからずご了承ください。

- この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。
- ご不明な点がありましたら、当署の担当者にお問い合わせください。

担当者	法人課税 部門
-----	---------

電話 047-363-
(内線)